

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十第

行發日一月一年二十正大

新餘剩價值説及社會階級協和論 . . . 法學博士 田島 錦治

租稅配けるに於分けるの公益逆比の原則 . . . 法學博士 神戸 正雄

個人と團體との關係 . . . 法學博士 財部 靜治

サンシ社會改造哲學と社會連帶思想モンの . . . 文學博士 米田庄太郎

マルクスの階級概念 . . . 文學博士 高田 保馬

物價調節對米價調節問題 . . . 法學博士 戸田 海市

資本論中或るの各種版本に於ける異同について . . . 法學博士 河上 肇

今後の植民政策の基準 . . . 法學博士 山本美越乃

農業勞働自治組合制 . . . 法學博士 河田 嗣郎

營業稅改正論 . . . 法學博士 小川郷太郎

物價問題の統計的研究 . . . 法學士 汐見 三郎

個人と團體との關係

財 部 靜 治

—

凡そ文明の發達は、個人と團體との交互影響を本とす、従ひて個人と群衆、個人と團體否一般に社會との、關係を究むるは、政治の根本問題に進むの門を、開くの鍵なりと觀じつゝ、その交互影響消長の、一小史論を以て、その述作の劈頭を飾れるものは、實にSier-Somloの「著書Politikなり（大正十一年中一九一九年版ニヨレル巖山政道譯政治學出）吾人も亦此問題に言及せる機會は、尠きに非ず、（特ニ經濟眼二二七頁以下參照）而も亦退いて考ふるに、問題の奧秘に通ずるの大門には、到達することさへ容易に非ず、特に之に關聯して興味ある二問題は、起され得べし、輒近世界の構造は、個人を群衆の列伍に埋没せしめ、かくて思想、性格、及言行の、奇抜及殊異を抑塞し、一切の人々をして全く一樣ならしめ、その結果歴史をして、非凡人の歴史たらずして、凡人の歴史たらしむるの、傾向あるかとするはその一なり、次に之と密接の關係ある問題として、諸國民否一般に人類

の歴史につき、科學的解釋を下し、かくてその間に行はるゝ、普通法則の作用を、啓明し得べきかとするはその二なり、即ちその歴史は寧ろ、千差萬別なる人々の物語視すべく、かくてその各人は何れかの點に於て、他人と異り、その間何等の變化法則を發見せしむるなく、衆人の中には世間並みの一型視すべきものと、大に相違せるのみならず、社會の鑄型にはまらず、寧ろ自己の出色を、公衆の上に印せしむべき個人は、何時も變らず宿さると、觀じ得べきに非るか問題なり、右の二問題につき Thomas Edward Cliffe Leslie が、論集 *Essays in Political and Moral Philosophy* p. 79 中に論せる所、頗る興味あり、以下主としてその所説中、第一問題につき説ける所を骨子とし、本編を草して他日の修補に備ふることとせり。

二

本問題は一見困難なる一論旨を、含めりとは想はれず、少くとも現代の經濟學は、多數の人々に對し、従前の諸時代に於ける諸施設の下、許されしよりも遙かに自由に、天生の諸性向及諸能力を、發揮するの餘地を、授くとすべければなり、試みに想へ民衆の大部分、詳言すれば地主以外の全農村住民は、封建時代に如何なる狀況にありしかを、一農民はその生れ故郷たる村より、遁げ去らんとするも、死の門を潜るに非ずんば、その望を果し得ざりき、國法により、自身の貧困

及無知により、^{ミダザ}旅路の危険及困難により、又農業以外の職業稀少により、農民はその郷里の、俘
となされたり、その體力は領主の所有たり、僧侶はその精神的諸力を預かれり、その想像力に波
打たしむることありとするも、そは教會に於ける尊者及天使の、肖像によるに非ずんば、自己の
身分以上に、尊者及天使と同じ高さに位せし、一階級に屬する貴族、騎士及貴女を、拜顔するこ
とによりて然り、その以外には精々お祭り酒の深飲みにより、讒かに然りとすべきものありき、
されど是等の、一時的感興に、打たるゝことを取除けば、その生活は單調にして、又思ひ事なかり
しや、負荷用一牛馬の生活と、殆んど異らずとすべきものありき、素より農民が一僧院の近くに
住み、拉丁語を學ぶため、非凡なる才能を有したりとせんか、精神的一團體への加入を許されし
も、その團體はその人の些々たる行動、及その心底迄も規律し、今日個性と呼べるゝが如きもの
を、渺しにても發揮することは、叛逆又は外道と想はれたり、又農民が一都市の、近くに住めり
とせんか、一年間雲隠れせる後は、その領主が一逃亡農奴としての彼を、取戻すために起せる訴
を、無視し得たり、されどかゝる農民が、都市の境壁内に於て、歓迎されんことは、決して保證
されざりき、加之諸都市には幾多特權仲間組合の、諸規定ありしより、その生活は嶄新奇抜の、
保姆たるの域を去ること遠かりき、中古渺くともその後世に於ける、諸都市の工業は、譬へて言
はゞ、間斷なき籠城状態にあり、その住民は一種の守備軍を編成し、嚴重なる訓練により、取締

られたり。素より一面より觀するときは、第十四世紀以後の文物復興に至りて、個性の暢達殷盛を窮め、人は古文明没落後、茲に再び自己を覺り初むるに至り、個性尊重は宗教、文藝、學術、及國家生活その他の諸方面に、否心底の奧秘内にも、その地歩を占むるに至り、大西洋の對岸に於ける、新大陸の發見(一四九二年)及印度航路の發見(一四九三年)並に之に伴ふ地理的眼界の濶大と、殆んどその時を同じうして、人の精神上に於ける新世界發見も起れりと、議し得べきものあり、詳言すれば社會の改良よりも、寧ろ個人の前進は、人の諸活動中その大多數のものに於て、直接又意識的なる、目標とせられたり、この個人主義的精神は、中古時代を通じ、徐ろに増大せし、威嚴主義 principle of authority に對する、自然の反動たりき、即ち文物復興となり、學問復活すると共に、人心は新自由を、會得し始むるに至り、かくて威力による諸束縛と、迷信の羈絆とを放擲し始むるに至れり。而も亦之を社會萬民の、通態より察するときは、そは山間の溪流未だ大河に流れ込むに、至らざるの趣あり、俗衆は猶山靜かなるが如く、その舊態を續けたり、即ち諸都市は割合に個人自由を、扶翼したりとするも、中古人口の大多數は、田舎に住みたり。而して田園生活は今日に至る迄も、諸都市に發芽せる、諸改良により亂入されざる限り、依然として風習への永代奴隸たるを見る。試みに之を本邦農村の現狀につきて問へ、吾人は本邦農村振興の第一義が稻種、蠶種、又桑種の改良にあらず、將た土地法制稅制の改正にも非ず、その眼目は農民の心種

* cf. Burch and Patterson, American Social Problems, '20 p. 2.

改良にありとは、多年信じ來れる所なり(近年の立言につきては、經濟眼二七一頁参照)と雖も、此信念に悖るの事例は、今尙繰返されつゝあり、最近にありても蠶種業法改正の議あり、從來の如き蠶種検査を廢し、蠶種製造業者の自由競争に、委ぬるの方針を採らんとするに對し、之を歡迎するの態度に出でざるは、恰も農會なり、自由法制の世、克くその自由に處するの用意 農民の間に整へりとせんか、その利害代表機關たる農會をして、不治放任 laissez-faire を叱呼せしむること、第十八世紀の英佛商工業者の如く、ならんと考へらるゝに拘はらず、茲に出でざるは、農民が猶舊態に泥むの、一證左に非ずや、吾人は本邦各地農村農民の實情に通せず、從ひて右の問題につき、何れが是、何れが非なるやを、速斷するを憚るものなりと雖も、爲政の任にある諸賢は、法令の改廢、訓令亂發のみにより、大勢動かすべからざるを鑑み、キツドの編上げを草鞋に代へて行脚し、地方の真相を洞察看破しつゝ、百年の大計を立策されんことを、國のために希はずんば非ず。之を同様島國たる、英本國につきて察するに、人口稠密なる諸都市は、各地に點在し、鐵路之を縱横に貫くがために、鄙の諸慣習はその純眞を喪へるより、久しきを経たりと雖も、歐洲大陸にありては、幾多の地方に於ける農民が、今猶紋切型にその祖先の遺風を守り、個人間の身的殊異さへも、延びたる所を見ず、統計學者は人間が金石と異り、人毎に相違し、一を以て他を推し得ざるが故に、統計に取扱ふに適すと説くも、諸地方農民は極言せんか、右の如く個性的たるは、計數的

意義に於て然りとすべきのみなり、一人はその同郷人又は同階級民全部の、普通見本に外ならず、農民が斯くの如く遷らず變らざるは、革命避けの大守護として、W. H. Riehl により讚頌せられたり、今その著書中獨逸自作農につき、説ける一節を引かんか^{*}

市民にありては、身體並に精神及風儀の、元の儘なる面影失はれて、個人個別の一型に完成され、さ程ならずとも各家族の一型に完成さる、然るに農民の身的特徴が、交互に分たる、は、人毎に然らずして群別に然り、即ち階級及村別に然り、一農村にありては、長脚長身の體軀を見るも、他の一農村にありては、廣肩短身の體軀を示し、その何れも幾百星霜を通じ、種の純潔を保ちつゝ、蕃殖せることを想はしむ、假令ば支分國 Hessen の諸地方にありては今日尙高くして、上向きに幾分か廣く出張りたる額 直立せる長鼻、弓形に強く曲れる眉毛、及大眼瞼を伴ひし細眼を有する、面長の容貌のみに出逢ふべし、そは恰も浮世繪師 Kob Becker (一八二〇—七二年) 及其の幾多門人により、是等畫家が好みて描きし、村史中に立姿として、寫し出さるゝものと異らず、是等百性顔を、naturg. のエリサベータン教會にある、第十三世紀中作の彫刻と比較せんか、殆んど六百年を通し、古ヘッセンの同一類型は、不變に維持せらるゝを發見せん、その間相違ありとしても、そは右彫像に於ける諸侯、貴人及貴婦人の頭が、刻みつけられつゝその相貌により、純型種族の面影を示すに反し、今日尙

* cf. Riehl, Die bürgerliche Gesellschaft. 6. A. S. 53 fg.; Dieselbe, (Die Naturgeschichte des Volkes als Grundlage einer deutschen Sozial-Politik, II. Band) 10. A. S. 43 fg.

その地方民中、農民のみに同じ面影を、發見すべきことに過ぎず、概して中古の容姿を、史實に忠なるが如く、描き出さんとする者は、そのモデルを農民に求むるの要あり、古獨逸の彫刻家が、型にはまりて思惟し作像すること、今日に於けるより遙かに拙きを、例せし一時代に處せるに拘はらず、何故に通常その顔形を、典型的に一様なるが如く、作り出せるかも、右の事實により、當然の事柄として、氷釋さるべき所なり、人の姿はその當時迄、個別の顔形を生むこと多からざりき、而して同じ事柄が今日尙、まじりけなき農民間に、窺はるゝの事實は、更に他の一事實を着想せしむ、即ち人は所謂教化されたる社會にありては、個別の人として生存し行動すること、寧ろ多きも、農民は群として、又階級全體として生存し行動す、Hans は Kunz と同様なる犁を執り、同様に生存し思惟す、數千人の輩あるも、自他共に同様なる犁を執り、同様に生存し思惟するは、その人々の世間史的行動の、全部に外ならず、而してそは政治的社會的全生活の秤にかけて、大に重きをなすべき所なり。教化されたる社界にありては、各人は各別の振りを有し、その振りはその人の目標たるべし、農民間にありては、種族、村、州として各別の振りを有す、詳言すればかゝるものとして、各別の訛、慣用語、俚諺及俚謠を有す、而してその振りはその大郷民の目標なり、農民のかゝる農村的振りは、又一片の歴史たり、農民はその歴史を固守すること、可なり執拗なり、

洪牙利の諸地方假令は伯爵領 グスタフ・シュナイター Neumaier にありては、第十二世紀及第十三世紀に於ける獨逸殖民の、子孫たる農民は、古拙遜風の歌謠を、古き節の儘に歌ひつゝ、旅商人として遠國を遍歴す、かの教養ある來住獨人が、短日月の間に本國語を忘れ、洪牙利語を語ると大にその趣を異にす、米國に於ても亦來住農民は、その郷里たる州の、訛てふ社會史的財産を、長年月に亘り保持するの例あるに反し、市民となれる者多くは、間もなくその母語を忘れ、又は間違ふの、悲しむべき名聲を博せんと努む

と、右は獨逸の農民か、封建的束縛より釋放され、西歐諸都市の酵母及進歩に、近付きとなれる今日にても、農村生活の結果として、見る所なり、實に農村特に自作農村か、保守的勢力の一大支柱として、社會に重きをなすべきことは、識者として忘るべからざる所たり、而も亦 Leslie かの叙説に短評を加へ、そは多くの英人にとり、異なる一道德を想起せしむるものあらんと、なせるも味あり、農民が困陋たり、自由に處して個性を暢達するの途を解せず、改善に就かす否寧ろ之が障礙たるに、至るの弊も戒しむべし、本邦に於て民權自由論の、鬪將たりし福澤先生が、明治二十年の比迄も、地方自治に反對せられたりと、傳へらるゝが如き、惟ふに右農民の舊弊を、商量されしものなるべく、一見その畢生の主張に、矛盾視せらるゝが如き態度を、探られしや賢なりと謂ふべし、此點につき尙農村土着法及借地制の如何か、農民心理に關係することは、注

意するの値あり、一論者は説いて曰く、英蘭及蘇格蘭の大なる農場及土地財産は、貴族制的政治の發達を促せるに反し、米國の個別的小保有地は、若しその事情を續け得たりとせんか、永遠に民主制を保全するを得んと、農村問題を議するに當り、諸國諸地方の殊異を忘れて、之を取扱ふは往々陥り易き弊なるも、そは右の論旨に照しても、誠しむべき所なり。

凡て中古の諸時代にありては、農奴に對する諸制限は、他の幾多原因と競合して、個人的諸力の清新及暢達を抑壓せり、Adam Smith は言へり「奴隷は發明的なること極めて稀なり、最も重要なる改良は、自由人の發見たりき」と、されど發明は個性の、一相に外ならず、然るに昔時人の大多數は、一種の奴隷たりき。

輓近歐洲に於ける、社會的經濟的大變化は何れも、群衆を通じ又世界を通じ、苟くも實際個性を備ふる者たらば、その人如何に卑賤なりとも、之がためその進路を消むることに貢獻したり、知識は容易に脩め得べく、旅行は安全にして低廉なり、人々は行かんと欲する處には、殆んど残らず行き得べく、職業選擇の餘地可なり大なり、各人はその祖先に比し、勝れて活躍せる頭腦、敏速なる足、弱味渺き身體を備へて生れ、又卓越せる諸力を、利用するの仕方をも、一層夥しく附與されつゝ、生ると謂はれ得べし、卓越の地位に登るの道は一層夥し、その道に通ずる細道は、何れの茅屋にもつけらる、賤しき生れの子たるも、俊秀ならんか、Walt Stephenson 又は Farad

* cf. Blackmar and Gillin, Outlines of Sociology. p. 80.

av の如き、知名の一個人たらんとの、大望を懷き得べし、J. S. Mill はその著「自由論」中、男爵 W. von Humboldt の言を採用して言へり、「自由と就職すべき地位様々あることゝは、之が競合により、個人的勇氣及千差の殊異を、生むの二要件なり」と、されど又進みて考ふるに、實際的自由は法律的社會的檢束の、撤去以上に、多くのことを含意す、人力に加へらるゝ制限は、何れも積極的自由を短縮すべき一事由なり、一人にとり旅程長きに過ぎ、又入費高きに過ぐとせんか、鹿兒島より京都に行き、京都より民顯に行くは自由ならず、京都帝國大學あるも之に學ぶの資力なくんば、事實上大智を延ばすの自由なし、現今職業、仕事と、思考の諸道とは繁多なるにより、地位の様々なることてふ、要件を授く、又名義上の自由は、封建的、都市的、及宗教的無資格を、撤去することにより惹起されたり、されど貧者に實際自由を授くるものは、報告及旅行の便と、書籍、新聞、及地位を、手に入れ易きことゝにあり、素より資本家本位主義の、現經濟秩序の下にありては、勞働者の子弟として生れたる限り、身心の諸能力暢達の可能を、抑塞せらるゝこと、再び多きに至れりとすべきものあらん、從ひて新カント派の英國哲學者 Thomas Hill Green か、一八八一年の小冊子中、自由につき「一層高尚なる意義の自由、即ち人々が自己の最上を盡すの力」てふ、新解釋を下し、英國の思想界をして、從來の思想に反し、國家の制限を加ふることにより、事實上の自由を振張し得べきことを、一般に承認せしむるに至れるも

かゝる事情によるものなりと雖も、之がために前述の論旨は、根蒂より顛覆せらるゝことなし。

従ひて現代にありては、世界市場に於ける個性の貯へに、著しき増加あり、極めて正當に説かれたり、十萬人にては、千萬人と同様に多數の精力家を、出す能はずと、加之個性を發揮せしむるの、範圍廣きは、決して實業界に限られず、即ち思想の世界に於ても、殆んど同様にその範圍宏大なり、各人は一切の重要題目につき、自己のためその心を決定し、その意見を公表するにつき、享有する便宜は甚だ大なり、サンガー夫人の著書を読むも、萬葉集を読むも自由なり、東京靈南阪教會の日曜説教を聞くも、京都東本願寺の報恩講に參列するも自由なり、現時に於ける右個性の範圍擴大觀は、ミルの一觀想と全く兩立し得べし、その觀想によれば、過ぎし世の社會狀態に於て、特色となれるもの、「俗衆に極度の貧困及無力あり、少數個人に極大なる重味、及制すべからざる力あり」しと、すべき點に存すとせり。

疑もなく歐洲の大部分を掩ひ、貴族は一部の専有勢力と、自然の情を充たし、一身の體力及能力を、顯はにするの方便を失へり、されどかゝる自由範圍、否寧ろ放逸の範圍は、個性の力によるよりも、仕來りの力によるものたりき、好し此事實を指摘せざることゝしても、尙昔時に於て貴族の身さへ、その時代に望みをかけし諸機會は、比較的に渺かりき、その諸私情を充たすにつ

きては、虞らくは平野を驅るが如き、一經歷を送り得たりしならん、されどその諸才幹を施し、又修業すべき途につきては、選擇の餘地極めて輕微なりき、彼は一の公卿、一風流騎士、教會の一高僧たるを、得たりしならん、或は又狹量なる暴君、一冒險者、一道樂家たり得たりしならん、されど彼は達成せる一學者、一詩人、一史家、所領地の一改良家たり得ざりき、要するに俗衆は何等その獨創を、示すの餘地を有せず、貴族及地方紳士は之を有せしも、そは輕微に過ぎず、貴族又は紳士は、單にその門地及社會上の地位により、その性格を養ひつゝ、その仕事、趣味、教育、及意見に於ては、互にその趣を同じうせるもの多かりき、されば高橋子爵、加藤子爵、犬養木堂子にして、假りに第十二世紀に生れたりとせんか、その装へる甲冑の大き、振へる大刀の切れ味に於て、今日と大にその趣を、異にせるならん。

政治及武人の統帥か、俗人として當り得べき、唯一の顯職たり、君主はその生れ乍らの地位上、兩者の元首たりし當時、偶々その君主にして、英邁の資に富めることありとせんか、その才氣を發揮するの餘地は、今日何人も天子さへも、有し得ざるが如き程度に及べり、かくて蓋世の一大個人は、練成せられたり、されど世に輝ける者は、殆んど彼一人のみたり、そのことたる不列顛に於ける、錯遜人到來より、Edward III. の登極に到る迄、約九世紀を通じ、英國史上に於て最も顯著なる人名は、Alfred, William the Conqueror, Anselm, Henry II. Becket, Roger Bacon.

及 Edward I. 換言すれば四王、二僧、及一哲學者に、過ぎざるの事實によりても、判定し得べし、第十九世紀以來、新しき諸學藝術、學問技藝の新方向、巨大なる富及勢力への新路は、夥しく開成せられ、かくてその何れも幾多の個人に、群を抜ける一地位を與へつゝあり。

何れの國何れの世にても、一部の人は特殊の目的に適するの才幹を、普通以上に備へ、又少數者は非凡の天才、又は人格の力を備へて、生れ出づべく、文明に進むもかゝる降誕を、遮ぎるの傾向は、全く有し得べきに非ず、文明は寧ろ之を顯はならしむるの、各傾向を有す、昔時登龍の門は渺くして、少數者のみに開かれしも、多數人にとりては、一つも存せず、又は殆んど存せざりき、然るに今日優秀又奇抜なる才器は、無數の事項につき、全人口内より湧き出で得べし。

然りと雖も「地位の様々なること」は、一義によればその昔ありしよりも、今は劣れるに似たり、
三三 は自由論中言へり、「異なる諸階級及個人を圍繞し、その性格を象るべき諸事情は、日々に益々同一化されつゝあり 昔時は異なる貴賤階級、異なる隣里、異なる商賈及職業により、各別に別世界と呼ばれ得べき、住み方をなせり、現今は著しき程度により、同じ住み方なり、今日殘存せる地位別も、多大なりと雖も、喪せ行きたる萬差に照せば、物の數ならず」と。

真理とすべき所によるに、人為的に地位の様々なりしもの、今や自然的なるものに代り、因襲的地方的相違たりしもの、個人的相違に代りたり 従ひて身に備はれる能力、精力、特殊の天才

及趣味は、年々益々有利の境遇に、おかるとすべきに似たり、生活及性格の國民的相違、漸次失はれ行く結果、今の所は尙望み兼ねるも、結局個人的傾向及方が、傳習的地方的諸制限以上に、その凱歌を揚ぐることに立證されんと、極言するも差支なからん、各里邑がその里訛を有し、各商賣がそれ自體の掟及行政を有し、各階級がそれ自體の特殊服裝を有せる當時は、群衆の間に見分け易き、區別多かりしも、そは今日拭き去られたり、而してその區別は、個人自由に對する、幾多の積極的制限となり、その他多くの事柄の符牒となれり、諸國民により歐洲民族に、與へられし教育は、その主要なる諸改良方便の一つなりき、されどそは排斥によりて然らず、包容によりて然りき、人々相互の間を、外人として引分くることによりて然らず、公民仲間として人々を、結合せしむることによりて然りき、愛國心の貴重なる畑を、友誼及同情のために割き、日常思想の大題目を、各人に吹込むことにより然りき。

曾て世界に繰返され、今尙繰返しつゝある機械的發達、諸國の密實なる接近、その容易なる修交、及民衆本位の政治は、直接の大危険を、伴はざりしとはなし兼ねと雖も、別に又商業、學問、及文學と相待ちて、各個人の利害關係範圍と、生活及住所選擇範圍とを、擴大せしめたり、又甲論乙駁の意見は様々あるも、之が並存の結果は、結局常に各意見の讓歩を、生むべきこと示されたるは、歐洲宗教史により例示さるゝが如し、人或は究極同化への傾向、輒近諸國民の間に

伺はるゝを見、一面 Gibbon により、一大監獄と記述されたる、羅馬帝國を想起しつゝ、自由將來の形勢につき誤解を懐くものあらん、されど現今諸文明國間には、生活同一化の傾向あるも、一面従前の如く否従前以上に、諸國を分立せしめんとするの、傾向も存するのみならず、(本誌第十三卷所載拙稿「進歩と退歩」參照) 假りに一步を譲り、一大國生れ得べきものとすも、その一大國はその公民全體のため、自由なる一國たり得べきことあるは、不列顛帝國の狀況之を立證す、第十九世紀中君主制政治を、布ける當時に於てさへも、同國が多數の小專制國に、分たれし當時に比し、住民の大多數は、實際自由を有すること、遙かに多かりき、小專制國の當時、弱者は常に強者の、掌裡に左右せられ、貧者は富者の平氣なる掠奪に遇ひ、淪落、無知、及迷信は、數百萬人が代々受繼ぐべき遺産たり、而して知識及獨立思想は、焚殺への旅券たりき、而して又佛國は近時君主制の下、年々中央集權的專制政治、及徵兵の軍隊加味せる、英國事情に接近しつゝ、ありしが如く、英國は衆議院、自由出版、又説かれ得べきが如く義勇兵の一國民を加味しつゝ、同じ歩調にて佛國事情に近寄りつゝ、ありき、義勇兵の一國民と言へるは、任意主義英國生活の各部に、漲ればなり。

Adam Smith は一經濟學者なりしと雖も、之を見せしめなば、悦べるならんと想はるゝ一結果は、諸國接近のために起れり、Smith は言へり、「野蠻なる獵民牧民の社會にありては、各人は

一の武士たり、而して各人は又幾分か一政治家たり」と、されど又氏は思惟したり、分業のため俗衆の勤勉を、機械的又坐業的仕事に、限ることゝなれるにより、「寛濶高尚なる感情は、何たるを問はず之を懐くを得ず、國の大利害につき、何等の判斷を下し得ざるに至らしめ、又その心の勇氣をも、その身體の活動をも、阻喪せしむ」るの傾向ありと、然りと雖も、群内の各個人に活氣を帶はしむべき、公共精神よりせんか、一の獵民族又は、遊牧民は、之を武士及政治家の一社會に比するよりも、水牛の一群又は狼の一團に、比較する方、虞らくは一層適切ならん、されど工業昌んなる、英國社會の構造及時況は、事實上「各人をして、幾分か一政治家たらしめ、又その必要あらば「各人をして一の武士」たらしめし傾向あり、而してこは古代の共和國に於けるが如く、國家の干渉及強制によりて起らず、個人的公民の熟慮せる選擇、及任意行動により起れり。

三

以上評論せる所は、英國事情に關するもの尠からずと雖も、諸國變遷の大勢として之を説かむるも妨げず、而して吾人が夙に義務觀念、責任觀念又は自制を伴へる、自由、自主自發を唱ふるは、右の大勢に順應するの、途なりと考ふればなり、而してそは温健なる意義の、個人主義な

り、個人主義てふ語につきては、不幸にも屢々固陋なる人が、極めて暗愚なるがために、その我儘を通すことを、意味せしむることに使ひ慣らされたり、その形式の個人主義は、驟馬さへも之を有す、されどその語の一層眞實なる意義によれば、人が最早群衆によりても、一貴人又は勢力ある一階級の、威勢によりても、動かされざることを意味し、その人が最早その自然的環境の、創造物たらず、その心は寧ろ一層大なる思想界に於て、それ自身のために一家を立て、その諸情熱をして、その博識なる智能の指導を受けしめ、かくて意識的に一定目的に向ひて、行動することを意味す、此形式の個性發展は、眞實なる社會發展のために肝要なり、社會秩序を理解し、又之を是とする人は、その社會秩序を最もよく支持せん、素より一社會がその精神上民主的たり、その組成者たる個人は、一般に賢明なりとするも、その輿論は少數の指導的人心により、幾分か形成せらる、昔時は農村の思想を左右せる者、僧侶、長老、醫師等たりしも、今や必ずしも然らず、多くの地方にありては、是等の人々は實業家により凌かれしも、之により必ずしも改良の實を、擧げ得たりとするを得ず、規模割合に宏大なる輿論は、公會及出版物により組成せらるるも、是等のものは思慮ある少數者により指導せられ、恰愞なる少數者により立策せらる、英雄崇拜及理想主義に對する、反動も昌んなる現代にありては、普通人の信條は、或は思慮ある人の勢力を、拒むの傾向に流るべきも、虞らくは吾人は夫等の人々の、社會的影響を、輕視し過ぐるの嫌ありと

するを得ん。^{*}尤も輓近文明の傾向に、關する一觀想として、力は益々個人より、群衆に移り、群衆の重味は絶えず増大し、個人の重味は絶えず減少すと、觀するはその一面觀なり、社會の一大先覺として、又多方面に大影響を及ぼすの事蹟を、擧ぐることは確かに、困難なるに至れりとは説いて差支なからん、されど社會がその力を加ふるの極、個人の存在を滅却し、個性も之を施すの餘地なきに、至るの日あらんとは想像されず、又かゝる状態をその理想として、社會の革新を叫ぶべきものに非ずと考ふ、此點につき一層温健なる立場とすべきは、第二世紀の理想を以て、社會改良にあり、個人として社會的貢獻を遂ぐるにありと、説く者にあり、そはその同胞のために最もよく貢獻し、その眞正なる利益に寄與する者を以て、社會中に於て最も偉大なりとしこの輓近理想は、中世的脱俗への對立なり、そは社會化の理想なりと説く、^{*}而も亦吾人はかゝる個人主義の思想が、近年の米國に於て、社會奉仕 Social service の名に於て、昌んに唱へらるゝを見、之を以て一は拜金の個人主義による、社會統制力の跋扈に對する、一反動と觀すること、彼の Max Sumner 及 Nietzsche の如き、極端なる個人主義者獨逸に生れたるを以て、同國の官權強大なりし、反動と觀するが如くなることにより、その意義は腑に落つること、一層深かるべしと考ふる者なり、兎に角社會奉仕てふ語は、邦人としては之を口癖の流行物たらしめすとも、濟むことなり、寧ろ茲に想起さるべき一思想として、久しく大多數邦人の精神を支配せし、佛教

* cf. Giddings, The Principle of Sociology, p. 139

* cf. Burch and Patterson, op. cit., p. 3.

の教へ中に、一切男子皆是父、一切女人皆是母、如何未^レ報前世恩、却生^ニ異念^ニ成^ニ怨嫉^ニ、常須^ニ報^レ恩^ニ互饒益^ニ（心地觀經の偈頌）とせるものあることは注意すべきなり、當否の評論は別とし、社會奉仕を義務と觀する以上に、報恩と觀せしめんとする所、米國獨立宣言書中の生存權主張に照し、何れか雄大なりとすべき、之と共に想起すべき他の一事は、本邦人につき O. Lodge の下せる評論なり、惟へらく「個人以上に國家、一身の幸福以上に公共の福祉、自我の犠牲及社會への献身といふが如き、偉大なる性質」示さるゝこと、世界史上現在の日本に於けるが如く、強大なるはなし、「武士道は奉公的精神なり」救世のためにせんとせる、神的犠牲觀念に近かるべき一精神たり、その身を殺すは、生命を全うするの最高仕方なり、世に容れられざるも、己が精神の名譽及品位を失はず」と、吾人は之を誇ると共に、又之を失はざらんことを、期するの責任ありとすべきに非ずや、大楠公の詠と傳へらるゝものに、身のために、君を思ふは二心、君のためにぞ、身をば忘れてと歌へるあり、嘗に軍律に強ひらるゝがためならず、自憤克く君のため、國のため、社會のために身を忘るゝの途を知り、又之を行ふの個性は、恰も我將來の社會が、最も要望しつゝある所に非ずや。（完）